

エミフィス練馬 アフタースクール会員規約（レッスン会員向け）

第1章 総則

第1条（会員規約）

このアフタースクール会員規約（レッスン会員向け）は、エミフィス練馬（以下、「本施設」といいます。）の運営管理者である株式会社西武リアルティソリューションズ（以下、「運営管理者」といいます。）から委託を受けた株式会社ウィズダムアカデミー（以下、「当社」といいます。）が提供する本施設におけるレッスン、セミナー等のサービス（以下、「本レッスン等サービス」といいます。）を、第5条所定の会員（以下、「レッスン会員」といいます。）が利用する場合に適用します。尚、本レッスン等サービスの運営管理上の一切の責任は、このアフタースクール会員規約（レッスン会員向け）にて定めたものを除き、当社に帰属するものとします。

第2条（会員規約の範囲）

当社が、このアフタースクール会員規約（レッスン会員向け）本文の他に別途書面もしくは電磁的記録をもって作成した各本レッスン等サービスの「パンフレット」または書面もしくは電磁的方法による、各本レッスン等サービスの利用上の決まりに関するレッスン会員への通知およびその他の利用条件の告知等（以下、併せて「レッスン利用規約等」といい、単に「このレッスン会員規約」という場合、このアフタースクール会員規約（レッスン会員向け）本文およびレッスン利用規約等の双方を含むものとします。）も、このレッスン会員規約の一部を構成するものとします。

2. このアフタースクール会員規約（レッスン会員向け）本文の定めとレッスン利用規約等の定めとが異なる場合には、当該レッスン利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の変更）

当社は、レッスン会員の了承を得ることなく、このレッスン会員規約を変更することができるものとします。この場合には、本レッスン等サービスの利用条件は、変更後のレッスン会員規約によるものとします。

2. 当社は、このレッスン会員規約の変更をする場合、当社のインターネットのホームページ上または店舗等における表示その他の合理的方法により、レッスン会員へ告知するものとします。変更後のレッスン会員規約については、当社が別途定める場合を除いて、当該告知の時点より、効力を発するものとします。

3. レッスン会員は、このレッスン会員規約の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第4条（当社からの通知）

当社は、当社のインターネットのホームページ上の表示、メールの送信、書面の交付、郵送、ファックス、その他当社が適当と判断する方法により、レッスン会員に対し随時必要な事項を通知します。

2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容を表示または発信した時点より効力を発するものとします。

第2章 レッスン会員

第5条（レッスン会員）

レッスン会員とは、学校教育法に定める小学校1年生から6年生の児童とその保護者の両者であり、当社の趣旨に賛同し、このレッスン会員規約に同意したうえで、レッスン会員として入会を申し込み、当社がこれを承認した者をいいます。

第6条（入会手続き）

入会を希望する方（以下、「入会希望者」といいます。）は、所定の申込手続きに従って入会の申し込みを行い、その完了後当社が会員登録を承認した場合に本レッスン等サービスを利用することができるものとします。

2. 入会希望者の申込手続きは、所定の入会申込書に必要事項を記入、押印したうえで、当社が定める必要書類等を添えて提出するものとします。

3. 入会希望者は、入会申込書その他の入会申し込みに係わる必要書類等に真実を記載しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合には、当社は、入会を拒否し、入会承認後であっても会員資格を一時停止し、または除名することができるものとします。

4. レッスン会員は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障がいの有無、種類を申し出る必要があるものとします。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害について、当社は、損害賠償その他一切の責任を免れるものとします。

5. レッスン会員は、別に定める入会金、レッスン料、その他の料金を所定の期日迄に、所定の支払方法により支払うものとします。支払い済みの各費用は、事由の如何にかかわらず返却いたしません。

第7条（会員資格の停止・除名）

当社は、レッスン会員が次の各号の一に該当する場合は、レッスン会員への通知または催告なしに会員資格を一時停止または除名することができるものとします。この場合、レッスン会員は、入会金または会員資格の一時停止または除名の日までの利用料金（会員資格の一時停止または除名の日属する月のレッスン料を含みます。）に未納金がある場合、その支払期限にかかわらず、直ちに完納するものとします。

- (1) このレッスン会員規約に違反した場合。
- (2) 入会金、レッスン料、その他の利用料金の支払いを怠った場合。
- (3) 当社の運営を妨害した場合。
- (4) 当社の信用を毀損した場合。
- (5) 当社の財産を侵害した場合。
- (6) 他のレッスン会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合。
- (7) 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合。
- (8) 当社の事業または本レッスン等サービスの趣旨に著しく反する行為をした場合。
- (9) 暴力団関係者その他反社会的勢力であること、もしくはあったことが判明した場合、または反社会的勢力と目的の如何を問わず、取引関係または人的関係等があること、もしくはあったことが判明した場合。
- (10) 2ヶ月を超えて利用がなかった場合。
- (11) 第5条の条件を満たさなくなった場合。
- (12) その他当社の運営に支障があると当社が判断した場合。

第8条（利用制限）

レッスン会員は、本レッスン等サービス及び本施設の利用に際し、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本レッスン等サービス又は本施設にかかる法令の規定に違反する行為
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある行為
- (3) 本レッスン等サービス又は本施設の他のレッスン会員に不都合又は支障が生じるおそれがある行為
- (4) 暴力団その他反社会的勢力の利益になると認められる行為
- (5) 本施設の設備又は備品を損傷するおそれがある行為
- (6) 本利用規約その他の利用条件に違反する行為
- (7) 本レッスン等サービスの運営又は本施設の管理運営上、支障があると当社が判断する行為

2. 前項各号に定める行為があった場合、当社は、当該レッスン会員の本レッスン等サービス及び本施設の利用の全部又は一部を無条件に停止することができるものとします。

第9条（退会）

レッスン会員又は当社は、退会をする月の7日（当社の休業日である場合は前営業日）までに相手方に対し書面で通知する等所定の退会手続きを行うことによって、当該月の末日をもって退会とすることができるものとします。

第10条（休会）

レッスン会員は、休会をする月の前月7日（当社の休業日である場合は前営業日）までに所定の休会手続きを行うことによって、休会することができるものとします。ただし、休会期間は、1ヶ月単位として休会を開始した月から2ヶ月間を限度とし、かつ、休会は、1年間（1月1日から12月31日までの期間）に1回限りとし、

2. 休会中のレッスン会員は、所定の情報管理料を毎月支払うものとします。

第11条（サービス申込手続き）

レッスン会員は、本レッスン等サービスを利用する際には、事前に個々の本レッスン等サービスごとに定められた所定の手続きを経るものとします。

第12条（会員種別変更）

レッスン会員は、会員種別の変更を行う月の前月7日（当社の休業日である場合は前営業日）までに所定の手続きを行うことによって、別途「エミフィス練馬アフタースクール 会員規約」第6条に規定するAS会員（レギュラー会員・スポット会員）に変更することができるものとします。

2. レッスン会員は、「エミフィス練馬アフタースクール 会員規約」第6条に規定するレギュラー会員またはスポット会員に変更する場合には、所定の変更手数料を支払うものとします。

第13条（変更の届出）

レッスン会員は、当社へ届け出た氏名、住所、電話番号等の会員情報に変更があった場合には、速やかに当社に所定の方法で変更の届出をするものとします。なお、前述の届け出がないため当社からの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常到着すべき期日に到着したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。

第14条（譲渡禁止等）

レッスン会員は、会員として有する権利の第三者（他の会員を含みます。以下同様とします。）への譲渡、貸与、質権の設定等の担保提供その他の処分または当社との間の契約の契約上の地位の譲渡を行うことはできないものとします。

第15条（個人認証情報の管理責任）

本レッスン等サービスの利用のために当社が付与する認証情報のほか、会員番号（メールアドレス、本レッスン等サービスの利用のために当社が付与する番号等を含みます。以下同様とします。）および会員番号と組み合わせるパスワードその他の記号等は、いずれも会員の本レッスン等サービスまたはその他の付加サービスを利用する権利が認識されるに足りる情報であり、このレッスン会員規約においては、これらを総称して「個人認証情報」といいます。

2. レッスン会員は、自己の個人認証情報を条件とする本レッスン等サービスを利用する権利を、第三者に使用させず、第三者と共有あるいは第三者に許諾しないものとします。レッスン会員の個人認証がなされた本レッスン等サービスの利用やそれに伴う一切の行為は、当該利用や行為がレッスン会員自身の行為であるか否かを問わず、レッスン会員による利用および行為とみなすものとします。

3. レッスン会員は、個人認証情報の管理について一切の責任をもつものとします。

第16条（責任事項）

レッスン会員は、自己の責任において本レッスン等サービスを利用するものとし、本レッスン等サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、一切の責任を負うものとします。レッスン会員は、傷害その他の事故等による損害について、当社が加入する保険の範囲内でのみ補償を受けることができるものとし、当社及び運営管理者は、本レッスン等サービスの利用により生じた損害等について、レッスン会員に対して何ら責任を負わないものとします。

2. レッスン会員は、本レッスン等サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用とをもって処理し解決するものとします。ただし、レッスン会員は、当該通知があった場合、その旨を速やかに当社に報告するものとします。

3. レッスン会員は、本レッスン等サービスの利用に伴い、第三者の行為に対する要望、疑問またはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用とをもって処理解決するものとします。

4. レッスン会員は、本レッスン等サービスの利用により当社または第三者に対して損害を与えた場合（レッスン会員が、このレッスン会員規約上の義務を履行しないことにより第三者または当社が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用とをもって損害を賠償するものとします。

第17条（遵守事項）

レッスン会員は、このレッスン会員規約を遵守するとともに、本レッスン等サービスの利用にあたっては、諸規則その他当社の指示に従うものとします。

第3章 その他

第18条（サービスの内容等の変更）

当社は、契約成立後であっても、レッスン会員に事前の告知なく、必要に応じて本レッスン等サービスの内容又は本施設の管理・運営方法を変更することができるものとします。

2. 当社は、運営上、やむを得ない事由がある場合には、本レッスン等サービス又は本施設の運営を中止又は中断することができるものとします。当該中止又は中断が当社の責に帰すべき事由による場合、完全に提供されていない本レッスン等サービス又は利用していない本施設については、当該利用の対価の全額を無利子にてレッスン会員が指定する口座に振り込むことによって返金します。但し、当該対価以外にレッスン会員側で発生した宿泊費、交通費その他の費用については、当社は一切補償しないものとします。

第19条（料金の改定）

当社は、レッスン会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動または経営上の都合により、入会金、レッスン料、その他料金を随時改定できるものとします。

第20条（施設の廃止・利用の制限）

当社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、本施設及び本レッスン等サービスの一部を廃止し、またはその利用を制限することができるものとします。

2. 当社は、前項の定めに基づき本施設を閉鎖した場合、全てのレッスン会員を退会させることができるものとします、これに対して補償は一切行わないものとします。

3. レッスン会員は、前二項の場合において、何ら異議を申し立てることができないものとします。

第21条（サービスの提供の中止）

当社は、レッスン会員に事前通知をした上で、本レッスン等サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

2. 当社は、本レッスン等サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う損害賠償の責任を免れるものとします。

第22条（反社会的勢力の排除）

レッスン会員は、当社に対し次の各号の事項を表明し保証するものとします。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下総称して、

「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと

(2) 反社会的勢力のために自らの名義を利用して入会するものではないこと

2. 前項に定める他、レッスン会員は、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を将来にわたって行わないことを当社に対し表明し保証するものとします。

(1) 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為

(2) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為

(3) 当社又は運営管理者、本施設を利用する他の利用者、その他の第三者に対する業務妨害にあたる行為

(4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為

(5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

3. 当社は、レッスン会員が前2項に違反していると合理的に判断したときは、何らの催告もなく、レッスン会員を退会させることができ、レッスン会員はこれに対して何ら異議を申し立てることができないものとします。

4. 前項によりレッスン会員が損害を被った場合でも、当社及び運営管理者はこれを一切賠償する義務を負わないものとします。

5. 第3項によりレッスン会員が退会した場合、レッスン会員は当社及び運営管理者が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第23条（個人情報）

当社は、個人情報の保護に関する法律の定めるところに従い、レッスン会員の個人情報を適切に取り扱うものとします。

2. 当社は、レッスン会員の個人情報を、以下の目的のために利用するものとします。

(1) 本レッスン等サービスの提供、お申込受付、入会審査等の手続き。

(2) 本レッスン等サービス・イベント・キャンペーン・会費等に関するお知らせ、その他の企業 PR。

(3) 本レッスン等サービス利用に関連する当社のグループ会社及び提携企業等の営業案内。

(4) イベント・キャンペーン等の企画、運営、管理、その他の諸対応。

(5) 緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他諸対応。

(6) メールマガジンの送付。

(7) 各種アンケート調査への協力依頼。

(8) その他、レッスン会員から個別に同意を得た利用目的。

3. 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を当社の業務委託先に預託することができるものとします。この場合、業務委託先との契約においてこのレッスン会員規約に基づく当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

4. 当社は、法令またはガイドライン等により認められる場合を除き、レッスン会員の同意を得ることなく、第三者に個人情報を開示または提供しないものとします。

5. レッスン会員は、自らの個人情報を、本レッスン等サービスを利用して公開するときは、第16条（責任事項）が適用されることを承諾するものとします。

6. 当社は、レッスン会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下、「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することができるものとします。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することができるものとします。

第24条（遅延損害金）

レッスン会員が、本レッスン等サービス又は本施設の利用料金、その他レッスン会員が当社に対して負担する債務の支払を遅延したときは、当社は、支払遅延債務の額に対して年14.6%の割合で算定した損害金（日割計算による）を請求することができるものとします。

第25条（譲渡等）

当社は、レッスン会員への事前通知をもって、レッスン会員の特段の承諾を得ることなく、このレッスン会員規約上の地位を第三者に承継させることができるものとし、このレッスン会員規約に規定する権利を第三者に譲渡し、また、義務を第三者に引き受けさせることができるものとします。

2. レッスン会員は、前項に基づく当社の行為に伴い、レッスン会員の個人情報を譲受人に提供することについて、予め同意するものとします。

第26条（知的財産権）

レッスン会員は、本レッスン等サービスにおいて提供される書籍、図版、統計資料及びソフトウェア等について、レッスン会員の学習のための利用権を有するにすぎず、複製、頒布等を行うことはできないものとします。かかる行為により、当社、講師及び情報提供者が損害を被った場合は、当該レッスン会員に賠償を請求することができるものとします。

第27条（専属的合意管轄裁判所）

レッスン会員と当社との間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（準拠法）

このレッスン会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

附則

このレッスン会員規約は、2023年4月1日より施行するものとします。